

令和3年6月9日

各指定障害福祉サービス事業者 代表者様

各指定相談支援事業者 代表者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

**新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを接種する際の
外出時に利用する障害福祉サービス等の取扱いについて**

平素は、本市障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、本市の取扱いを次のとおり整理を行いましたので、新型コロナウイルスワクチン接種する際の外出時の付添い支援におきましては、次の内容及びQ&Aを踏まえた対応をお願いします。

1. 外出時の付添いとして対象となるサービス

【障害福祉サービス】

通院等介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護

【地域生活支援事業】

移動支援

2. 外出時に利用する障害福祉サービス等の取扱い

	集団接種	個別接種
利用可能サービス	通院等介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援	
支援範囲	接種会場への同行 会場内での付添支援	診療所への同行 診療所内での支援が必要な場合の院内介助

3. Q & A

別紙「新型コロナウイルスワクチン接種時におけるサービス利用に関するQ&A」とおり

【新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種時における
サービス利用に関するQ&A】

Q1. 集団接種時及び個別接種時どちらにおいても障害福祉サービス（通院等介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護）及び移動支援を利用して接種に行くことができるという理解でよいのか。

お見込みとおりです。

Q2. サービスの利用区分について、「必要不可欠な外出」、「その他の外出（余暇外出）」のどちらの利用区分でもサービス提供を行うことはできるか。

「必要不可欠な外出」、「その他の外出（余暇外出）」のどちらの利用区分でもサービス提供は可能です。

Q3. ワクチン接種に行くことで「必要不可欠な外出」の支給量が不足する場合にはどうしたらよいのか。

一時的にワクチン接種にかかる支給量を増やすことで、支給量が不足しないための対応をさせていただきます。支給量を増やすことを希望される場合には、所管となる各区役所、支所にご相談ください。

Q4. 集団接種時の会場内での付添支援や診療所内での院内介助について、受給者証に「院内介助あり」の記載がないと介助を受けられないのか。

障害福祉サービス（通院等介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護）及び移動支援の決定がある者（各受給者証を保持している者）であれば、受給者証に「院内介助あり」の記載がない場合でも、会場内や診療所内において支援が必要であれば集団接種時の会場内や診療所内でのヘルパーによる介助を受けていただくことが可能です。

Q5. 集団接種時の会場内での付添支援や診療所内での院内介助はどのような支援を想定しているか。

- ・会場内での移動、移乗
- ・排せつ介助
- ・姿勢保持のための身体的介護
- ・行動障害等への対応
- ・コミュニケーション支援（適宜の心身の状態の確認を含む）
- ・代筆・代読支援
- ・見守り支援
- ・視覚情報の提供
- ・その他会場及び診療所内で必要な支援